



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年7月14日（金） 第10117号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理課）	2
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令（秘書課）	2
公 告	
○道路位置の指定（建築課）	3
○開発工事の完了（同）	3
落 札	
○落札者等の決定（会計管理課）	3
○同（心臓血管センター）	4

■ 規則

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年七月十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十三号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則（昭和三十五年群馬県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六を次のように改める。

六 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理

(一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

1 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。

3 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

(二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

3 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の第三項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

■ 訓令

群馬県訓令甲第八号

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年七月十四日

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県知事 山本 一 太

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程（平成四年群馬県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中、「産業経済部副部長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年7月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字北下字山下397-4	延長 26.28 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-4号 令和5年6月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年7月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町大字寄木戸字東原879-1、879-2、880	東京都練馬区石神井町二丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
2	みどり市笠懸町鹿2176-1、2210-1	みどり市笠懸町鹿2107番地1 株式会社協和 代表取締役 八木橋比佐樹

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年7月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布装置（車載式、0.3m³、自然流下式）及び凍結防止剤散布装置（車載式、2.0m³、ベルトコンベヤ式） 各1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年11月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 日の丸ディーゼル株式会社 群馬県前橋市高井町1-35-32
- 5 契約金額 5,852,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年9月20日

次のとおり落札者を決定した。

令和5年7月14日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤 滋 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 群馬県立心臓血管センター放射線機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 群馬県前橋市
亀泉町甲3番地12
- 3 落札者を決定した日 令和5年6月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 栗原レントゲン株式会社 群馬県前橋市下小出町3丁目23番1号
- 5 落札金額 186,071,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年5月12日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
